

## 令和3年度 議会基本条例検証作業部会の委員等について

令和3年5月20日の議会運営委員会において設置が決定した議会基本条例検証作業部会（以下「検証作業部会」という）について、各会派から提出された委員及び課題等については、下記のとおりである。

### 記

#### 1 検証作業部会委員

会 派	委 員	
自民党 (4名)	会長	佐々木 としたか
	委員	田中 しゅんすけ
	委員	中村 とらあき
	委員	間中 りんぺい
公明党 (2名)	副会長	しば 佳代子
	委員	鈴木 こうすけ
共産党 (2名)	委員	竹内 愛
	委員	石川 すみえ
民主クラブ (1名)	委員	おばた 健太郎

## 2 各会派から提出された課題

No. 1	条項 第5条（会派）	提出者
課題	<p><b>【現状】</b></p> <p>第2項で「会派は、同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとする」、第3項で「会派は、議会による政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派間の合意形成に努めるものとする」、第4項で「第2項の規定にかかわらず、議員は、1人の場合においても、会派として届け出ることができる」となっている。</p> <p>会派は、議会運営を円滑に進めるための役割があるが、表決態度等を見ると必ずしも統一行動をとっていない。また、幹事長会に出席して交渉できる会派の構成人数が規定されていない。</p> <p><b>【解決策】</b></p> <p>議会活動を円滑に実施するための理念・政策等を共有する議員をもって構成する旨を明確にする。</p> <p>また、幹事長会に出席して交渉できる会派の構成人数を条例で規定する必要がある。通常は、議席数の10%である。</p>	自民党
No. 2	条項 第8条（情報公開の推進）	提出者
課題	<p><b>【現状】</b></p> <p>本会議及び委員会（特別委員会の理事会及び議会運営委員会の理事会を除く。）は、原則公開されており、傍聴が認められている。また、本会議及び予算・決算総括質疑についてはインターネット中継が行われている。しかしながら、各常任委員会や特別委員会、予算・決算分科会については中継されていない。</p> <p><b>【解決策】</b></p> <p>前回の検証でも課題として示されているように、インターネット中継の拡充や情報公開を進めるべきである。</p>	共産党

No. 3	条項	第 8 条 (情報公開の推進)	提出者
課題	【現状】 平成 29 年の議会基本条例の検証結果にて、「委員会、特別委員会、予算・決算分科会のインターネット中継の充実等、情報公開の推進についてさらなる取り組みの議論が必要である」とされている。第 8 回議会報告会では、初となるインターネット中継によって開催され、中継の知見は深まってきたと考えられる。  【解決策】 第 8 条第 2 項の多様な広報手段として、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、予算・決算分科会のインターネット中継の実施について検討する必要がある。		民主 クラブ
No. 4	条項	第 11 条 (多様な意見及び要望の把握)	提出者
課題	【現状】 請願・陳情の審査にあたって、請願者・陳情者による説明の機会を設けることができるとあるものの、議会としては実施されていない。また、公聴会や参考人制度も活用していない。  【解決策】 請願・陳情者による説明の機会を設けるための規定や公聴会・参考人制度の活用のための運用を検討すべきである。		共産党
No. 5	条項	第 12 条 (議会報告会)	提出者
課題	【現状】 58 万区民に対して、現状行っている形 (一部の区民のみ参加) では、任を果たしていないのではないかと。  【解決策】 今後の議会報告会について、WEB のみでの開催や、年 1 回の開催の縛りを 2 年に 1 回開催など検討が必要ではないかと。また、区民の方々について、コロナ禍のような重要案件があった場合には、議会報告会を開催するなど工夫をすべきではないかと。		公明党

No. 6	条項	第 15 条 (区長等による政策等の形成過程の説明)	提出者
課題	【 現状 】 形成過程の説明について、十分に行われていない状況がある。基本的な情報さえも示されていない場合もあり、適切に運用されているとは言えない。  【 解決策 】 執行部の協力が前提ではあるが、議会での十分な審議のためにはさらなる情報提供を求める必要がある。		共産党
No. 7	条項	第 17 条 (危機管理)	提出者
課題	【 現状 】 新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言の発令と延長、ワクチン接種に関連する情報収集においては、FAQ の活用等により、執行機関に優先されるべき事務事業に専念できるよう、また議会・議員対応への負担を軽減できるよう運用をしてきた経緯がある。 現状では、東京都板橋区議会災害対応方針に「緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行う」と明記されているが、緊急性の判断は議員各人に委ねられている部分があり、窓口を通さない問い合わせがあったと聞く。  【 解決策 】 大規模感染症を含む災害時、情報の共有化のための情報公開の重要性はある一方で、災害発生時には、執行機関の実務に特に配慮を求める条項も追記し、議員間での認識を高める必要がある。		自民党
No. 8	条項	第 17 条 (危機管理)	提出者
課題	【 現状 】 新型コロナウイルス感染症に関する一連の対応については、議会基本条例の制定時、改定時に想定をしてこなかったものとする。 また、コロナ禍においても補正予算審議等が重ねられ、議会運営の重要性が高まった。  【 解決策 】 コロナ禍の議会対応において、議会基本条例に追加すべき条項目がないか、さらに検討をする必要がある。		自民党

### 3 区議会事務局から提出された課題

No. 1	条項	第 4 条（議員の活動原則）第 2 項	提出者
課題		<p><b>【現状】</b></p> <p>申合せ事項（B-17）によれば、請願・陳情の願意については、可能な限り委員が調査を行うこと、理事者に対する質疑は、委員自らが判断する材料を得るためのものであり、理事者の見解を求める質疑は節度をもって行うこととされているが、遵守されていないことが散見される。</p> <p>例えば、委員会での請願・陳情審査において、インターネットや新聞・テレビで入手できる情報や、事前に調査すれば容易に把握できる情報まで、委員会の場で理事者に確認することがあり、議員自らが調査・研究を十分尽くして委員会に臨んでいるとは言い難い面が見受けられる。</p> <p><b>【解決策】</b></p> <p>議会基本条例の規定を踏まえ、請願・陳情の審査方法に関する申し合わせについて、議員自らが調査すべき内容（周知の事実）や、理事者に対して質疑ができる内容（請願・陳情を採択したときの執行上の問題や財政負担等）を具体的に定めるなど、改めてルールを整備する必要がある。</p>	区議会事務局
No. 2	条項	第 17 条（危機管理）	提出者
課題		<p><b>【現状】</b></p> <p>震災や感染症などの災害時等における議員からの質問や意見・要望については、一部会派でとりまとめを行っているものの、議会としての集約は行っておらず、執行機関への過度な情報供与・情報提供要求となっている面があるとともに、執行機関による迅速な対応に支障を来している恐れがある。</p> <p><b>【解決策】</b></p> <p>災害時等における議会から執行機関への質問や意見・要望について、会派内や議会での集約化のルールづくりが必要である。</p>	区議会事務局

No. 3	条項	第 18 条（委員間討論）	提出者
課題	<p><b>【現状】</b></p> <p>委員会における議案や陳情等の審査については、委員相互間の討論が十分に尽くされているとは言い難い状況である。とりわけ、請願・陳情については、区民等から直接、議会に提出されているものであり、本来、願意については可能な限り委員が調査を行い（平成 8 年 2 月 8 日付議会運営委員会決定）、委員間の質疑、討論により結論を出していくべきものであるが、現状においては理事者に対する質疑がほぼすべてを占め、委員間討論はほとんど行われていない。</p> <p><b>【解決策】</b></p> <p>第 18 条に規定する委員相互間の討論が十分に尽くされるよう、委員間討論を行う際のルール（事前申し出制度の導入や論点整理等）を整備するなど、運用の見直しが必要である。</p>		区議会事務局
No. 4	条項	第 21 条（議会図書室）	提出者
課題	<p><b>【現状】</b></p> <p>第 21 条により、議会は「議会図書室の充実に努める」と規定されている。調査係において、議員の調査研究等に資する書籍、雑誌を選定し購入しているが、議会図書室の活用実績は高いとは言えない。</p> <p><b>【解決策】</b></p> <p>購入した書籍については、定例会ごとに発行している議会情報誌「ムーブ」により議員に周知している（各会派控室に 1 冊）ところであるが、メールマガジン形式に変更し、全議員あてに周知するとともに、掲載内容を充実させるなどの改善を図る。</p>		区議会事務局